

委員から寄せられた各種課題の整理について

平成27年11月20日

熊本市健康福祉子ども局

障がい保健福祉課

熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧

		委員提案内容		現在の状況	障がい者プラン	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性	
委託相談支援事業所 基幹相談支援センター設置	委託相談支援事業所の評価についての検討	委託相談支援事業所の評価についての検討が必要。	委託相談支援事業所の評価については「事業報告」という形で現状について書面で報告という形でも良いかと思う。	委託契約の中で業務の遂行状況や業務の水準を確認するため、必要に応じてモニタリング及び実績評価を行うこととしており、H28.1月に実施したいと考えている。 モニタリングの内容については、当協議会からの意見を参考にしながら検討していく。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
	委託相談支援事業所の評価についての検討	平成27年度からの委託相談支援事業所について、設置予定の9ヶ所でのスタートが切れなかった理由を検証し、次回の公募の際に活かしてほしい。		平成27年10月1日に東2圏域の委託相談支援事業所が開設することになり、当初予定した9ヶ所での開設をすることができた。 次回の公募の際には、今回の状況を参考にしながら進めていくこととしており、自立支援協議会において業務内容等に関して意見聴取を行う予定。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
	基幹相談支援センター設置	・基幹相談支援センターの設置要否について議論が必要。 ・委託相談支援事業所、特定相談支援事業所の中心となる熊本市に必要な基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。	・基幹相談支援センターについては早々にではなく、3年後の再公募の時期辺りに合わせ必要性について検討してはどうか。 ・協議会にて、他県の基幹相談支援センターの情報を収集し、熊本市では、どのような機能を求めるのか議論する。	基幹相談支援センターの設置については、障がい者プランの中でも検討を行っていきとしており、委託相談支援事業所の次回公募の時期に合わせた検討が必要である。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
	区の障がい福祉ネットワーク会議と協議会の位置づけの明確化	各区の障がい者福祉ネットワーク会議と障がい者自立支援協議会との位置付けの整理。	協議会については、仕組みが整理されているので、そこへどのような形でつなげていくか協議し、明確化していく。	現在、各区の障がい福祉ネットワーク会議での情報等については、相談支援機能強化員連絡会議で共有されているところ。自立支援協議会での議論が必要と判断されれば、本会議または各部会へ引き継ぐものとした。 ※平成27年度第3回本会議にて説明	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
相談支援体制強化	福祉サービス各事業所における困難事例の相談システムづくり	福祉サービス各事業での困難事例については、障がい者当事者だけでなく家族の問題(家族の生活障がい:経済的問題、健康問題、精神問題、老人介護問題など)がベースにあり、複雑化しているケースがある。一事業所だけでなく行政(障がい福祉、老人福祉、教育、警察など)や医療、地域住民を巻き込んだ課題解決に向けたシステムを関係機関等で作っていく必要がある。	熊本市障がい者自立支援協議会と各事業所の連携。特に各部会に参加していない事業所への情報提供・情報収集。そのことにより、困難事例の相談事例を収集し、熊本市障がい者自立支援協議会につなげる。	各事業における困難事例への対応については、各部会や各区ネットワーク会議でも行われているところである。引き続き、課題解決に向けて関係機関の連携を図っていくことが必要。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
	相談支援専門員スキルアップ研修の開催	相談支援専門員の資質に格差が生じていることから、熊本市の相談支援専門員の質の平準化とレベルアップを図る目的で、熊本市独自のスキルアップ研修あるいは更新研修なるものを開催してはどうか。	相談支援専門員や計画相談契約者(親の会等)に対するアンケート実施 等	相談支援部会及び相談支援地域協議会で定期的に研修等を実施しているところ。また、相談支援部会で新規事業所の相談員に向けたマニュアル等を作成しており、必要に応じて内容の修正等を行うこととしている。 また、重症心身障がい児・者の支援に関する相談員研修を検討中。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	②計画相談支援の拡充

委員提案内容				現在の状況	障がい者プラン	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性	
相談支援体制強化	障がい児に対する相談支援体制の強化	早期の相談体制は整いつつある。しかし、保護者が最初にどの人と出会うかによって、療育が偏ったものになり就学時のトラブルを引き起こしている現状がある。また、療育者間での照会も限られたネットワークの中でやりとりをしている。	関係者間のネットワークの構築や研修が必要である。また、ホームページなど保護者等が情報を得やすいシステムが必要。	福祉、教育、保健、医療等の連携を図り支援体制を充実していくために、療育支援ネットワーク会議や地域ネットワーク会議等の取り組みを継続して行い、ネットワークの構築に努めている。 支援者向けの研修として、支援者研修会Ⅰ(基礎編2日)支援者研修会Ⅱ(応用編1日)を行っている。また、保育園・幼稚園等を対象とし発達障がい支援体制の充実を目指しコーディネーター養成研修を継続して実施し、発達障がい支援の充実を図っていく。 ホームページでは、「子ども発達支援センターの紹介」「発達障がい児のためのふくしのしおり」を掲載し、発達障がいの理解や対応、関係機関等の情報提供を行っており、今後も充実を図っていく。	第2編 第2章 2-3 障がい児支援の充実	①相談・支援の充実
	計画相談の実態	指定特定相談支援事業所によっては、相談支援専門員1人あたりの計画相談の持ちケースが多く、受入件数を制限せざるを得ない状況もあることから、対象者数と指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の人員が見合っているのか、計画相談における件数と質のバランスを見ながら対応する必要がある。	セルフプラン利用への移行を進めるケースも検討してはどうだろうか。	セルフプランは、計画相談支援の導入の趣旨である①専門的知見によるサービス支援を行う②モニタリングにより定期的なケアマネジメント体制をつくる③公平性、中立性を確保するの観点から、本市としては現在のところ推奨していない。 いずれにしろ、利用者側の視点に立った検討が必要。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	②計画相談支援の拡充
	地域移行支援の進みにくさ	地域移行、地域定着支援の利用実績が少ない。退院先がグループホームなど支援者がいる施設の支援では対象にならないという現状があることから、サービスを使いやすくするための議論が必要。	利用者拡充のための対象者の条件見直しを検討してはどうか。	地域移行支援の対象者は、国の事務処理要領に基づいているため、現在のところ見直しは困難であるが、今年度は利用者の増加に向けた取り組みを検討するため、主な利用者となる精神科病院入院者に対する意向調査を行っているところである。	第2編 第2章 2-1 施設等入所から地域生活への移行促進	⑤地域生活への移行支援
	計画相談支援に係る市町村による代替プラン	平成26年11月4日の障害保健福祉関係主管課長会議で、平成27年度に限って、サービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成すると示されている。 現在、どこの事業所も新規の方の受け入れが厳しい状況にあるため、今後、市として積極的な代替プラン導入を検討して欲しい。		代替プランの作成にあたっては、 (1)H27年度に支給決定を行う利用者に対し、事業者の作成目処が立たない緊急的な措置であること。 (2)代替プランの内容及び質は、事業者が作成する計画と同等の水準になるよう取り組むこと。 (3)次回の支給決定時には、事業者へ引き継ぐこと。 以上3点を遵守することとされているが、代替プランの導入は、計画相談支援の進んでいない地域における緊急避難措置的な意味合いもあり、質の確保の観点からも望ましいものではないため、本市においては導入することを検討しない。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	②計画相談支援の拡充
	障がい者と親の高齢化対策	本人の高齢化と併せて親の高齢化の対策が必要。親子で我が家にいて、どこのサービスも利用していない方が、増えてきている。早急な対策が必要である。	将来を見据えた、障害者施設の整備、高齢施設との連携の検討を図る。	相談支援事業所等が地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携し、地域において必要な支援が行き届いていない障がい者に対する支援をより充実させる必要がある。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実
障がい者の高齢化	高年齢化する障がい者対策(65歳問題)	・原則65歳になったら介護保険のサービスが優先され、利用料も発生する。 ・障がい者の65歳問題を含め、総合支援法と介護保険の制度の中で高齢の障がい者をどのように支えていくか、課題の整理と支えるためのシステムづくりが必要。	各事業所の高齢化の実態・課題等調査。また、総合支援法と介護保険による高齢者を支える仕組みづくり。	介護保険制度との適用関係については、国の通知に基づき運用がなされているところであるが、スムーズな移行に努めてまいりたい。	第2編 第2章 2-5 在宅福祉サービスの充実	

委員提案内容				現在の状況	障がい者プラン	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性	
障がい者の高齢化	介護保険改正に伴う高齢期を迎える障害者の生活支援体制のあり方	介護保険サービスのうち、要支援1・2のいわゆる予防給付が平成27年から29年までに段階的に廃止されることが確定している。また要介護状態にあっても、特別養護老人ホームは要介護3以上でなければ入所できない。一方、政府は病床数削減目標を強化させる方針。QOLがしっかりしていれば介護サービスは利用できない。 精神障害高齢者の病院退所後の地域移行問題と知的障害者の高齢化に関し、年齢だけで単純に割り切れる時代ではなく、加えて、両親自体が既に要介護状態にあったりと生計困難にある場合も少なくない。 高齢期を迎える障害当事者の支援体制の検討を始めるべきだと考える。	障害種別団体や事業所からの聞き取りや、相談センターからの情報開示によって現状把握と今後のあり方を検討する。	共同生活援助については、平成26年度より、障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望により共同生活援助を利用し続けることができるよう、共同生活介護と共同生活援助が一元化された。 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院者の退院促進を進める中で、退院後の障害福祉サービスや介護サービスを退院前から相談するなど、高齢者を含めた精神障がい者の円滑な地域移行を図ることとされた。	第2編 第2章 2-1 施設等入所から地域生活への移行促進	⑤地域生活への移行支援
熊本市障がい者プラン及び福祉計画	障がい者プラン及び福祉計画の検証	新たに策定された熊本市障がい者プランおよび熊本市障がい福祉計画(第4期)が、「PDCAサイクル」により計画の進行管理を行い、熊本市障害者施策推進協議会等で分析・評価を行うとされているが、当協議会で独自に分析・評価を行う必要がある。 理由として、①自立支援協議会でも、昨年度の相当の時間をかけて同プラン等の協議を重ねた実績があること ②施策推進協議会に較べて、自立支援協議会には相談支援センターからの委員参加が多く、現場の状況(成功・困難事例ともに)をリアルに掴める利点があることが挙げられる。 正しく現状を分析し、的確な見直しを迅速に着手することが求められ、現実的にそれができる組織(機関)は自立支援協議会が最も適していると考えられる。	プランの二つの重点施策、「生涯を通じたあらゆる分野との連携」と「社会参加促進」が、本当に実現しているのかを、相談支援センターの実例を通して検証し、次年度の見直しに反映させるよう熊本市に申し入れる。 教育委員会や医療機関、経営者、民生委員などにも自立支援協議会に参加してもらい、情報の共有化・可視化に取り組むことも必要。 第4期計画も進捗具合を毎会議で事務局が報告し、29年度末の計画達成が確実となるよう、協議会で早めの対策を講じる。	熊本市障がい者プランおよび熊本市障がい福祉計画の進捗状況について本会議にて報告予定。 ただし、障がい者プラン及び障がい福祉計画の策定等については、障害者基本法において、施策推進協議会にて調査審議することと定められている。一方、自立支援協議会については、障害者総合支援法において、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、課題等について意見聴取をおこなう場としていることから、適宜進捗状況の報告等は行うものの、具体的な見直し等に関する議論は施策推進協議会で実施することとしている。	第1編 第1章 5 推進体制及び進捗管理	
社会資源開発	地域の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み	・地域(熊本市)の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み(現状の把握・評価と新たな社会資源の開発)について、インフォーマルな社会資源の開発も含めて、障がい者・児事業所、各種当事者団体や教育、労働関係者が共に集う自立支援協議会における検討課題としてはどうか。 ・障がい者(児)福祉サービスの充実を図ってほしい。	各部会・区役所毎に社会資源、障害福祉サービス内容の現状把握と検証、当事者や当事者団体から意見集約し、熊本市に不足している社会資源を明らかにする。 ・インフォーマルサービスの充実、必要な福祉サービス内容の検討	社会資源の開発については、各部会や各区ネットワーク会議でも検討されているところである。今後もニーズに合わせた検討を引き続き行う必要がある。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	⑤熊本市障がい者自立支援協議会
障害福祉サービス	家族でグループホームに入居する場合の取り扱い	精神障害の当事者同士で結婚し、夫婦で新たなグループホームへ入居する際、夫婦で生活するためのグループホーム認可の条件として「各個室に内鍵をかけられるようにすること」とされ、対応として画一的すぎないか。 また夫婦に子どもが生まれたら母親はグループホームの対象外とされ、訓練等給付費の請求ができなくなった。育児も加わり、より支援が必要になっている状態でも支援対象者から外されるのは「障害がありながら子育てする権利」を侵害する決定ではないだろうか。	熊本市独自で認可が出来ない場合は国に対して事例を挙げて制度の改正を求める検討をして欲しい。	共同生活援助はあくまで障害者を対象にした法定給付サービスであるため、子どもについては児童福祉法に基づいた対応となる。今後も国の動向を踏まえながら、必要に応じて検討を行う。 なお、子どもが生まれた場合の取扱いについては、受け入れ事業者とも協議しながら個別に対応していく。	第2編 第2章 2-1 施設等入所から地域生活への移行促進	②生活型施設の利用促進

委員提案内容				現在の状況	障がい者プラン	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性	
障害福祉サービス	「熊本市障がい者(児)の障がい福祉サービス等に関する支給決定基準」の取り扱い	サービス利用計画案を作成するにあたり、支給決定基準の読み解き方が難解である。また、サービス量の検討にあたり各区の調査員が調査した時点で支給量を粗方決めているような現状が伺え、何の為にサービス利用計画案が存在しているのか存在意義さえも薄れている。内容等に関しても再度利用する人の状況等によって検討できるよう取り扱いを検討したい。	もう少し相談支援専門員の意見が反映できるように検討できればと思う(本会議で必要性について協議していただいた後に、具体的な議論については相談支援部会等で行う事が望ましい。)	支給基準については、必要に応じて検討を行っている。 また、サービス等利用計画案については、相談支援事業所における相談支援専門員が申請にかかる障害者若しくは障害児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し作成する。市町村は、勘案事項の聴き取り結果、当該サービス等利用計画案等を勘案し、支給決定基準に従い支給決定を行っている。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	②計画相談支援の拡充
	居宅介護支援	親の入所や急な入院の際、ヘルパーにて対応するが、精神的に落ち着かないなど、困難なケースへの対応に苦慮している。 ヘルパーは高齢化しており、新たに若いヘルパーの確保も難しく、常に人手が不足している。 自立支援を担当するヘルパー事業者が少なく、受け入れの事業所としても報酬単価の少ない自立支援の受け入れがますます厳しくなると思われる。	障がい者の終の棲家となる施設の増設と、報酬単価の増額を考慮していただきたい。	熊本市障がい福祉計画(第4期計画)においては、障害福祉サービスの提供確保に関する基本的な考え方で、入所等から地域生活への移行を推進している。また、希望する障がい者等へ必要とされる訪問系サービスの保障を進めている。 報酬単価については、国の制度において一義的に検討されるべき事項であると認識している。	第2編 第2章 2-5 在宅福祉サービスの充実	①訪問系サービスの拡充
	難病患者の福祉サービスの利用状況の把握	難病患者の福祉サービスの利用状況を定期的に把握してほしい。また、「難病患者等に対する認定マニュアル」の主旨に沿った計画策定が行われているのか実態を把握してほしい。	意見欄を設けたアンケート調査を実施する。	平成26年度末日時点での本市における支給決定を受けている難病患者数は20人である。 難病患者対象拡大については、事業所に周知を行った。事業所はそれぞれ主たる対象とする障害種別を定めており、難病患者を対象とするかについては判断を任せている。	第2編 第3章 3-3 難病患者への支援	②難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援
障害者差別解消法	障害者差別解消法にかかる相談窓口について	障害者差別解消法が施行されたときに、合理的配慮の適用をめぐって障害のある人と民間企業とのトラブルが発生する可能性があることから、調整を行うような相談者を組織的に配置する必要がある。	千葉県が実施しているように障がいのある人が気軽に相談できる相談員の配置から、さらにその相談員に指導助言できる相談員の配置など、階層的な支援体制が望まれる。	差別解消法における相談窓口は、基本的には障がい保健福祉課となる。トラブルの調整が必要となった場合には、県が配置している専門職員である「広域専門相談員」、地域の身近な相談役である「地域相談員」との連携を図ることで、問題の解決を図っていく。	第2編 第2章 2-4 障がい者の権利擁護	⑨障がいを理由とする差別の解消
	障害者差別解消法にかかる各種施策に関する検討	障害者差別解消法において、障がい児保育や学校現場(特に通常学級等)での合理的配慮等についても検討が必要。	まず、実態の把握の為にアンケート調査等(大人に限らず、児童に関しても)、その他この事案に関係した苦情として挙げられた案件の検討から始める	教育委員会としては、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが、生き生きと安心して学校生活を送ることができるよう、これまで学級支援員の配置や施設整備等、教育環境の充実を図ってきた。 特別支援学級や通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮の提供に関しては、本人・保護者と相談しながら、個別に対応しているところである。また、必要に応じてケース会議や校内研修に専門家等を講師として派遣し、学校全体で組織的に取り組むなど、本人・保護者の心情に寄り添った対応に努めている。	第2編 第2章 2-4 障がい者の権利擁護	⑨障がいを理由とする差別の解消
住まい・就労	精神障がい者の就労	障がい者が就労しても、なかなか長続きしない。原因はもちろん個人差もありますが、雇用者側にも原因があるのではないか。	特に一般就労について検討したい。当時者が7月より開始されるので、参加して勉強していきたい。	平成25年10月に設置した「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」において、就労支援だけでなく、一般企業に就職した障がい者への定着及び生活支援や離職した場合の福祉サービスへのつなぎ等も含めた生活・就労支援、さらには一般企業に対する障がい者雇用への理解や求人開拓を行っている。	第2編 第6章 6-2 一般就労への移行と定着・継続への支援	③職場定着と継続就労への支援

委員提案内容				現在の状況	障がい者プラン	
分野	課題	提案理由(要約)	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性	
住まい・就労	地域で安心して暮らせる住まいと働く場の保障	特別支援学校卒業生の自立のための住まいや就労移行支援事業所、A型・B型、雇用促進活動のための受け皿が不足している。	高等部卒業後の住まいや事業所を拡大する方策の検討。	障がい者のニーズに応じ、事業者からの相談により新規での事業所の指定や、事業所の定員の増加を行っている。	第2編 第5章 5-1 特別支援教育の推進	⑤進路指導の充実
当事者意見聴取	さまざまな障がいの当事者からのニーズを聴く機会の確保	さまざまな障がいの当事者の方から、直接ニーズを聴く機会があると良いのではないかと。 ※ある程度テーマを絞ることも必要。例えば、自立支援協議会や行政機関への要望・制度等へのご意見等。	本会議にも参加できる機会や場面をつくる。アンケート調査の実施。	協議会の判断により意見を聞く場を作ることは可能である。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	⑤熊本市障がい者自立支援協議会
行政による支援	障がい児支援への保健師の関わり強化	区役所単位の障がい児支援には、母子保健の延長で保健師の関わりがあって欲しい。 相談支援事業所、支援センターなどとの連携を密にするなど、地域の障がい児(者)支援のコーディネーター的役割をもつと担うべきではないかと。 事業所も支援センターもまだまだ行政の支援や指導が必要だと部会に出席して思います。 事業所、センターの職員も若いし、連携も苦手の様子。		・区役所保健子ども課では、障がい児支援として、必要時または定期的な家庭訪問を行い、主に保護者への相談支援や情報提供を行なっている。 ・障がい児の把握については、区役所福祉課や医療機関からの情報提供、区役所保健子ども課で実施する健診結果などによる。 ・相談事業所、支援センターとの連携については、個別ケースにより、必要に応じて行なっている。	第2編 第2章 2-3 障がい児支援の充実	⑤地域療育体制の整備
その他	障がい者の兄弟・姉妹の家族会の設立	親なき後どうしても頼れるのは兄弟・姉妹であることから、障がい者の兄弟・姉妹の家族会の設立が必要である。 ※今後、家族会、当事者会でも話し合うこととしている。	全国大会に出席したとき、いくつかの県で設立しており、是非熊本でもと思いました。	家族会については家族間での話し合いで設立していただくものであるが、行政として何かお手伝いできることがあればさせていただきたい。	第2編 第2章 2-2 相談・支援体制の充実	⑥家族会・当事者会の活動支援
	障がい者が通っている病院の送迎	親が高齢になり、病気等の発症など考えられる。特に二人障がい者を抱えている場合は大変であることから、病院の送迎が必要。	わが息子が通う病院では、デイケアと一人暮らしの方の送迎は行っている(H27.5月現在)	本市では、障がいのある方の社会参加の促進と福祉の向上を図るため、熊本市優待証(さくらカード)を交付し、市内公共交通機関の割引(おでかけ乗車券・おでかけパス券制度)や、より重度の障がいをお持ちの方に熊本市内を区域としているタクシー等を利用した場合に利用できるタクシー券を交付している。 また、公共交通機関やタクシーも利用できない、一人で外出できない知的障がいのある方でA1・A2の療育手帳をお持ちの方に対し、家族等が所有する自家用車向け燃料費の助成事業を行っている。 詳しくは、区役所・総合出張所へ問合せを。	第2編 第2章 2-5 在宅福祉サービスの充実	③移動支援の拡充